
プロジェクト

項目 **第7回 SSBJ 設立準備委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第7回SSBJ設立準備委員会（2022年5月12日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

ISSB公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」に対するコメントの検討（審議事項(1)-1関連）

（S1総論：コメント・レター案の作成方針）

2. 事務局の分析や提案内容には同意しており、論旨の展開も読みやすかったが、最終的に英文で国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）にレターを提出する際には、提案部分を各パートの冒頭に配置する方が、日本が建設的な提案を行っているとの印象をより強く持ってもらえるのではないかと。また、各法域から提出されるコメントが、ISSBにおいてデータ化されるのであれば、特に伝えるべき建設的な提案を記載するにあたっては、インパクトのある言葉や表現を用いることを検討してはどうか。

（S1総論：S1基準案に対するレター案とS2基準案に対するレター案との関係）

3. スコープ3に関するコメント案は、総論における例示であっても、S1基準案ではなくS2基準案に対するコメント・レターに含めるべきではないかと。
4. リスク管理など、S1基準案及びS2基準案共通のコメントについては、どのようにレターに記載するのが望ましいのか（重複しても両方のレターに含めるか、又は片方に寄せるかなど）、これまでの企業会計基準委員会（ASBJ）での経験等も踏まえた事務局の考え方を確認したい。
5. 前回の委員会で検討したコメント・レター案にあった「ISSBの議論の進め方」の項目が、今回のコメント・レター案ではなくなっている理由及び背景を教えてください。

(S1 総論：グローバル・ベースライン)

6. 「グローバル・ベースライン」については、基準本来の目的を達成しつつ、他方で多くの法域の企業が参加可能な、バランスのとれた落としどころをISSBには見出してほしい。また、ISSBはベースラインを静的（固定的）なものと捉えているように見受けられるが、最初は多くの法域の企業が参加できる形でスタートさせ、段階的に発展させていくような動的なものとして捉えるべきである。こうした動的な捉え方は国際的にも受け入れられやすく、説得力のあるメッセージになり得ると考えている。
7. 事務局のコメント案は、本公開草案の粒度や範囲を米国の証券取引委員会（SEC）や欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）による提案と比較しているが、粒度はともかく、そもそも対象が異なる基準や規則と比較することは分かりにくいように思われる。サステナビリティ開示を対象とする本公開草案の範囲が広すぎると主張するにあたり、気候変動関連開示のみを対象とするSECの提案と比較することについては、再考の余地があると考ええる。なお、「ビルディング・ブロック・アプローチ」のもと、国際的に一貫した比較可能な要求事項と併せて柔軟性も提供すべきとの観点から、本公開草案が示す「ベースライン」の範囲が広すぎることを懸念する旨の指摘には同意する。
8. 事務局が「グローバル・ベースライン」を現状ありきで捉えているわけでないことは理解した。ISSBの基準案は、既存の基準や提案が盛り込まれ、全体として大部になっているため、その中で、基準を適用する企業にとって何が重要なのかも議論していくべきと考ええる。したがって、そのような問題意識が伝わるよう、表現を検討してほしい。
9. 「グローバル・ベースライン」と重要性がある（material）情報との関係性を確認したい。その上で、そうした関係性が分かるような記載を検討してほしい。
10. 「グローバル・ベースライン」を検討する上で、コメント・レター案に、産業別開示に関し「ISSBの基準開発の方針として、当面、テーマ別基準のみを定め、産業別基準については任意とするか」という記載がある。産業別開示には課題等があることは認識しているものの、内外の投資家からのニーズが高い現状に鑑みると、当該基準について発信するコメントには、例えば、「前述の課題を解決すべく議論を行う」などの前向きなメッセージ性を持たせる必要があり、投資家やコメントの受け手に後ろ向きと捉えられる可能性がある「任意とする」との表現は避けるべきであると考ええる。

(S1各論：質問1「全体的なアプローチ」)

11. 「重大な (significant)」の定義を明確にすべきとの指摘には同意するが、その際に、「重大な (significant)」の概念がサステナビリティ基準において極めて重要な意味を持っているという旨をしっかりと表明した上で指摘することが重要であると考え。ISSBもこの部分は強い思いを持ってプロトタイプに追加してきていると考えられるため、その旨を理解していることをしっかりと示した上で問題提起するほうが良い。また、定義と併せて、「重大な (significant)」の評価に係る考慮事項も示すことで、一定程度この概念を補完することができるのではないかと考える。
12. コメント・レター案でも言及されているように、IFRS実務記述書公開草案「経営者による説明」では主要事項の概念や考慮事項が示されているため、そうした内容との一貫性を担保するということは重要であり、そこでの概念や考慮事項をサステナビリティ基準においても使うことができることを提案してはどうか。

(S1各論：質問2「目的」)

13. 質問2「目的」におけるコメントにおいて、サステナビリティそれ自体の定義の明確化が提案されているが、サステナビリティ関連財務情報の定義について基準内の整合性を図ることも指摘してはどうか。本公開草案の本則と付録Aとでは、その定義の記載に揺らぎがある（本則における定義のほうが広い概念となっている）ように見受けられる。
14. 質問2「目的」の概念フレームワークに関するコメント案の中で、サステナビリティ開示基準の概念フレームワーク (CFW) について、IASBのCFWと「同様の概念を適用できない場合には、その内容について明確化すべき」という記載があるが、具体的にはどのようなケースを想定しているのか。

(S1各論：質問3「範囲」)

15. 質問3「範囲」について、どの会計基準を用いたのか明示すべき旨のコメントがあるが、当該コメントに関する事務局の意図を確認したい。
16. 質問3「範囲」に対するコメントにおいて、ベースとなる会計基準が異なるときに、同じサステナビリティ開示基準を使っているにもかかわらず比較可能かどうか疑問である旨の記載があるが、メッセージのトーンが強く、主張の趣旨を誤解されるリスクがある。比較可能性をどのように考えるか、補完する財務諸表が異なることは比較可能性を大きく損なう要因になり得るのかといったことなどを、便益やリスクを踏まえて考

えていく点でもあると思うため、伝え方にはもう少し工夫が必要であると考えている。例えば、最初に伝えたい意見のポジションを示した上で提案を行うと、より伝わりやすいのではないかと。

(S1各論：質問4「コア・コンテンツ」)

17. 目的ベースのアプローチの説明における、「社会的なコストと社会的な便益の比較も踏まえ」との表現は、概念フレームワークにおける「コスト制約」とは表現が少し異なるが、何か意図があるのか確認したい。
18. 目的ベースのアプローチに関するコメント・レター案の記載について、「社会的なコスト」は、経済学の分野における外部不経済を想起させる可能性があり、また、「社会的な便益」は、サステナビリティ開示情報と財務情報で指し示す内容が異なる可能性があるため、この2つの用語の定義を明確にしておく必要があると考える。また、「社会的なコスト」は英語にする際に、「social cost」とするとミスリードする可能性がある点にも留意する必要がある。
19. 目的ベースのアプローチにおけるアクションの一連の流れは、説明を聞くと理解できたが、日本の利害関係者にとっては必ずしも自明ではないと思われる。こうしたアプローチが、会計基準の実務において既にIASBによって採用されているのであれば、そうした事実に基づいて提案している旨を何らかのガイダンスとして記載すると、本レターを参照する日本の利害関係者にとって理解しやすいものになると考える。
20. 目的ベースのアプローチにおいて、できていないところが産業別開示であるとして、逆にできていると認識している部分があれば教えてほしい。

(S1各論：質問5「報告企業」)

21. 報告企業について、会計基準とサステナビリティ開示基準とで同じ範囲だとすると、連結子会社を多く抱える企業の負担が大きくなる点に対して懸念がある。企業の温室効果ガスの報告の実務を例に挙げると、排出量の大半が親会社を含む一部の企業に集中しており、その他の多数の連結子会社の排出量は軽微といったケースもあるため、開示の対象としない会社があるということをも認めても良いのではないかと。
22. 報告企業に関するコメント・レター案の記載について、総論では「次の論点について、整理が必要である」としている一方で、各論では「次の論点について、追加の対応を求める」としているが、両者の使い分けの意図を教えてほしい。

23. 報告企業に関するコメント・レター案で、「バリュー・チェーンに関する情報の有用性は否定しないものの、任意とするか又はグローバルでスコープ3排出の情報を収集する実務が概ね定着するまで、導入を見合わせるべき」とある部分は、バリュー・チェーンに関する情報開示に対して否定的であるという読み方もできるように思われたため、意図を確認したい。また、スコープ3の開示に、実務上の課題がある点は理解するが、コメント案にある「導入を見合わせるべき」という表現は強すぎると考えるため、開示に向けたロードマップや、段階的にベースラインを引き上げていくという考え方をコメントできると良いのではないか。既にスコープ3を開示している日本企業も多数あることから、段階的な開示自体に対しては投資家も違和感はないと思う。
24. バリュー・チェーンにおける重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響の把握に関して、コメント案には報告企業側に影響を把握する能力が備わっていることを表現しないと、原則主義ベースの基準として成立しないように思われる。
25. 今回のコメント案の方針は、バリュー・チェーンにおけるリスク及び機会が重要な情報である点については同意しているが、スコープ3をはじめとした連結範囲の外にある情報を、企業が直接入手及び報告することは、時期尚早であると主張していると理解してよいか。
26. S1基準案の第40項のバリュー・チェーンに関する記載について「such as」以下で列挙されている例が、内容としてバラバラであり、整理されていない印象を受けたため、必要な範囲で整理を求めた方が良いと考える。また、例示されている項目の(a)については、テーマ別に議論すべき内容であると考えられるため、この例示の1つに含まれること自体に違和感を持った。
27. 今後の基準設計を考える上で、企業や企業の活動領域に応じて報告企業の範囲がストレッチする可能性が考えられることから、バリュー・チェーンは報告企業の外側にあるという点を明言しておく必要があると考える。また、混乱を防ぐ目的においても、報告企業のセクションにバリュー・チェーンに関する定めを含めない方が望ましいと考えている。例えば、バリュー・チェーンのセクションを個別に設けた上で、企業が重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会を特定、開示していく、ということを示すと良いのではないか。加えて、バリュー・チェーン情報の測定の多様性についても、複数のオプションを提示できると、実務にとっては有用なものとなると思う。

(S1各論：質問6「つながりのある情報」)

28. 「つながり (connections)」に関するガイダンスの必要性に係るコメント案において、「時間軸が中長期にわたる当該リスク情報について開示しない場合、一般目的財務報告全体としてはどのような開示が望ましいか具体的に例示すべきである。」という部分について、事務局の考え方を確認したい。

(S1各論：質問7「適正な表示」)

29. サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する開示の識別のコメント案の中で、「SASBスタンダードもISSBの強制力のないガイダンスに含まれることになると考えられるため」との記載について、SASBスタンダードは既に強制力のないガイダンスに含まれていると理解しているが、事務局の認識を確認したい。
30. サステナビリティ関連情報の特性として、1つの連結グループの中でも水リスクを抱えている企業、気候変動リスクを抱えている企業、化学物質に関わるリスクを抱えている企業等、テーマにより企業にとっての重大な (significant) なサステナビリティ関連のリスク及び機会が異なってくるのが考えられる。したがって、基準が恣意的に運用されるリスクや、実務が回らなくなる結果、完全性が担保された情報が開示されないといった可能性を踏まえると、何らかのガイダンスがあると良いと考える。
31. S1基準案の第51項について、原則は反対する立場である。その根拠の1つとして、スコープ1、2及び3の議論がある。スコープ1及び2は目標を設定し、進捗を報告する局面にあるが、スコープ3はまだデータの収集や集計の方法が検討されている局面にある。サステナビリティの全体像がまだ見えない局面において、「shall disclose」とするのは困難であると考ええる。
32. ISSB基準は、開示すべき事項の決定と指標の測定の2つの点で、外部の基準を参照する構造となっている。したがって、質的特性を担保する目的から、基準上で参照すべき外部の基準に対する考え方を示しておくべきと考える。何らかの指針を基準上示しておかなければ、闇雲に様々な基準が参照されて、結果として開示される情報が質的特性を担保したものにならない恐れがあるため、その点をコメントした方がよいと考える。開示すべき事項の決定に関して、現時点ではデュー・プロセスをきちんと経ていないと考えられることから、「shall consider」ではなく「may consider」とすべきと考えるため、その点をコメントしてほしい。

(S1各論：質問8「重要性 (materiality)」)

33. 概念フレームワークに関するコメント案の中で、サステナビリティ開示基準の概念フレームワーク (CFW) について、IASBのCFWと「同様の概念を適用できない場合には、その内容について明確化すべき」という記載があるが、具体的にはどのようなケースを想定しているのか。
34. 重要性 (materiality) の判断に関するコメント案で用いられている「質的重要性の判断」という記載について、「質的重要性」の定義及び使われ方を教えてほしい。また、S1基準案の付録Cで用いられている「precise」について、日本語での意味を確認したい。
35. 本公開草案は、まず重要課題を「重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会」で示し、その次に「重要性がある (material)」情報を開示するという2段階の構造になっていると理解しているが、コメント案の『「マテリアリティ」』という用語は、『企業価値に影響を与える重要課題』という意味で使用される場合があると認識している」という記載は、一般的な話を指しているか確認したい。
36. 重要性 (materiality) に関するコメント案の記載としては、会計とサステナビリティにおける重要性の定義について最初に説明した上で、その次に定義を明確にすべきであるという書き方としたほうが、伝わりやすいと考える。また、重要性の定義については、日本語の言語の問題もあると考えられることから、ISSBに対するコメントの整理とともに、国内の説明の仕方も意識して整理を進めてほしい。
37. S1基準案の第62項及び第92項の、サステナビリティ開示基準で要求される情報が現地の法令によって当該情報の開示が禁止されている場合に対するコメント案において、「趣旨は理解するが、無条件にこれを認めることは、比較可能性を損なう可能性がある」とあるが、反対解釈をすると、どのような条件があれば認められると想定しているか教えてほしい。

(S1 各論：質問9「報告の頻度」)

38. サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の報告の対象とする期間についてのコメント案に関して、法令を論拠にしたコメント案となっているが、法令以外にも温室効果ガスのデータ確定までのプロセスといった視点もあるため、法令のみを例示するのではなく、「法令等」といったコメント案としても良いように思う。
39. サステナビリティ関連財務開示と財務諸表は、原則として、同じ期間を対象にして

報告をすべきだと考える。決算日から3か月以内に有価証券報告書を提出するという日本の開示スケジュールに、サステナビリティ開示を合わせるのが難しいという点は理解できるが、同じ期間を対象にした開示が難しい場合にも段階的な対応などは考えられるため、「実行不可能」といった強い表現でのコメントを行う点には懸念がある。

40. 報告に関する頻度のコメント案の記載で、「上場企業は決算日後3か月以内に株主総会を開催し」となっているが、正確には、企業が定めることができる基準日から3か月以内の開催であるため、株主総会を理由にしたコメントは難しいように考える。
41. 本公開草案で要求されている報告の頻度について、財務情報とのコネクティビティの観点から、同一期間への反対の表明は非常に難しいと考える。代替案としては、事後的な報告を例外的に認めるといった主張の仕方があり得る。サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の開示で同一期間を実現する上での課題は、CO₂排出量の報告の実務を例に挙げると、排出係数の確定が間に合わないという点、及び排出量算定のベースとなる電力使用量の集計が手作業に大きく依存しているという点である。したがって、特に前者の課題などを論拠にコメントしていくと良いと考える。
42. 開示の媒体は、財務報告と同じタイミングでの作成を求める中核媒体と、財務報告からは遅れて開示される補足的な情報を外部参照する媒体の2つに分けることが現実的な対応だと考えている。
43. 報告の頻度に関する議論では、財務インパクトの計測の問題がある。財務インパクトの正確な計測は、年度末の数字が確定する必要があるという点に留意する必要がある。

(S1各論：質問11「比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉並びに誤謬」)

44. S1基準案の第64項に対する反対は、強く主張していくべきと考える。サステナビリティに関わる情報の性質は未来志向であり、過去の前提の見直しや変更は当然あり得るため、「shall disclose」という要求は実務的には厳しい内容であると考ええる。
45. 比較情報における見積りの更新について、会計における議論とサステナビリティにおける議論は異なるという点には留意する必要がある。S1基準案の第64項に対するコメント案においても、ただ反対するということだけでなく、注記等含めて何等かの開示の必要性について言及すべきだと考える。
46. サステナビリティ関連財務情報と財務情報は異なるものであり、サステナビリティ

においては、見積りの計算の前提が変わることも考えられることから、S1基準案「比較情報」の第64項に対しては、強い反対を示さなくても良いと考える。

47. 比較情報の見積りの更新に関して、S1基準案の第63項の「企業は、当期に開示されるすべての指標について、前期に係る比較情報を開示しなければならない。」における「すべての」という文言は、要求事項としては強すぎる表現と思われることから、反対していくべきと考える。一方で、コメント・レター案の中で、S1基準案の第64項に対して「反対する」となっているが、想定を変えた際に差異を明確にすることは必要な開示だと考えるので、その点はコメントに反映してほしい。

ISSB公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」に対するコメントの検討

(審議事項(1)-2関連)

(S2総論：TCFD提言に基づく基準の構造)

48. 広く受け入れられているTCFD提言を基礎として気候関連開示のサステナビリティ開示基準を開発することには同意する。コメントする際には、このTCFD提言が、開示推奨項目がほぼ毎年追加されており、開示情報のベースラインを段階的に引き上げてきていることにも着目し、そうした点にも賛同している旨を付言するのが良いと考える。

(S2総論：産業別基準)

49. 産業別開示について、コメント案では、企業に対して、企業のビジネスに関連する産業の識別と、指定した開示トピックに関連する指標の開示を要求する旨を提案しているが、事務局が想定している具体的な手順を確認したい。また、産業別開示において、各産業における個別指標がなぜ要求されているのかが十分理解できているとは言えないため、その理由や背景を説明したガイダンスなどがあると作成者にとって有用である。
50. コメント案の「サステナビリティ開示基準の全体の開示目的がテーマ別開示基準を適用することによって具体化され、それでもまだ開示目的が満たされない場合は、産業別開示基準を適用して開示目的を満たすように産業別開示を行うというプロセスが採られるべき」との箇所は、基準構造にまで踏み込んでおり、表現としてかなり強いため、他の表現の検討が必要だと考える。また、「開示目的の達成に必要な場合」との表現については、開示が必要ではない場合を想起させる可能性がある

という点でやや違和感を持った。また、開示目的自体の変更を要請しているようにも思われたが、この点について事務局の考え方を確認したい。

51. 産業別基準をしっかりと機能させるためには、グローバルなコンセンサスが重要なポイントとなる。丁寧なコンセンサスの形成を行わないことは、ISSB基準の信頼性に関わる大きなリスク要因になり得る点を、きちんと指摘し警鐘を鳴らしていくべきと考える。
52. 開示トピックの整理については、事務局の提案に同意しており、産業別開示と産業横断的な全般的開示のつながりを担保し、指標については類似するものは統合しリスト化するという方向性は国際的に共感を得られやすいと思う。
53. 産業別基準には、水管理や、土地利用など、気候変動に関連するが、気候関連開示以外のテーマに関する指標が多く含まれている。目的ベースで考えれば、気候関連開示のテーマをあまり広く捉えすぎると、全体の目的と開示トピックの整合性が取れなくなる可能性があると考えている。こうした指標の取扱いについては、一旦は気候関連に含めておき、当該指標が直接関係するテーマに関する基準が開発された際にその基準は外出しするのか、または、外出しはせずに両方のトピックに含めて重複した状況を許容するのかといったことが考えられるが、現時点で明確になっていないと思われるため、事務局の考えを教えてください。
54. 産業別基準は、段階的に導入することは適当ではなく、ある程度適切な形にした上で導入すべきものとする。コンセンサスの形成を行う必要があるため、スピード感をもって対応していく必要があるだろう。また、コメント案で提案されている基準開発の手順において、「グローバルなコンセンサスが得られた国際的な産業分類をゼロから開発する」は最初に配置した方が良いのではないかと考える。
55. 基準構造の明確化に関連して、S1基準案とS2基準案の間で矛盾がある場合には、どちらの基準案が優先されるのか確認したい。また、基準の利用者の実務において、最初にS2基準案を参照することが想定されるのであれば、S2基準案に含まれるS1基準案の情報は、重複しているとの理由で削除はせず残しておく方が良いと考える。

(S2各論：質問3「気候関連のリスク及び機会の識別」)

56. 時間軸について、気候変動の文脈における「長期」は、非常に長い時間軸を指すことが多いことから、2050年に向けた中間目標として「中期」という時間軸を設定しておくことは非常に重要なポイントであると考えている。

57. コメント案では、S2基準案の第9項(b)に基づいてどのように短期、中期及び長期を定義したのかについての企業の開示を、有用な情報と評価している一方で、別の箇所では「必ずしも『短期、中期及び長期』という3つの区分にすることを要求しているかのように誤解される定めは適切ではない」ともコメントしている。事務局の考えは、企業自身が独自で時間軸を設定できるような開示要求が望ましいということなのか教えてほしい。基準上は3つの区分を示していないものの、企業の実務はこの3つの区分に基づいた開示が行われる可能性が高いため、この時間軸の記載についてはもう少し柔軟性を持たせるような記載となると良いと思う。最後に、時間軸の定義は、気候関連以外のテーマでは異なるものとなる可能性があるとの理解で良いか確認したい。
58. 各企業のビジネスモデルにおける短期、中期及び長期という時間軸とサステナビリティの世界での時間軸は、異なるものであると考える。ビジネスサイクルが早い企業であっても、気候関連開示においては、2030年や2050年といった長い時間軸を考慮していく必要がある。そうした点も踏まえ、柔軟性を認める記載とするのが良いと考える。

以 上